

清川村宮ヶ瀬霊園



清 川 村

清川村宮ヶ瀬霊園概要

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 完 成 | 昭和58年3月31日 |
| 2 | 所 在 地 | 清川村宮ヶ瀬字釜田川1610番地 |
| 3 | 墓域面積 | 18,886.87 m ² |
| 4 | 園内整備 | 墓 所 17,924.48 m ² (1,039区画) |
| | | 15 m ² 6区画 |
| | | 12 m ² 12区画 |
| | | 9 m ² 53区画 |
| | | 6 m ² 136区画 |
| | | 4 m ² 755区画 |
| | | 3.3 m ² 76区画 |
| | | 永代供養墓 1区画 |
| 5 | 施設概要 | 1) 管 理 棟 58.00 m ² (鉄骨平屋建、スロープ) |
| | | 2) 公衆便所 20.86 m ² (コンクリートブロック) |
| | | 3) みんなのトイレ 8.08 m ² (木造平屋建) |
| | | 4) 水汲み場 |
| | | 5) 古塔婆置場 |
| | | 6) 四阿 _(あずまや) 2棟 18.00 m ² (鉄筋コンクリート擬木) |
| | | 7) 園内スロープ 全区 |
| | | 8) 駐車場 |
| | | 9) 臨時駐車場 |
| | | 10) 忠魂碑 (清川村遺族会) |
| | | 11) 共同供養塚 (共同供養塚建設委員会) |

宮ヶ瀬霊園の使用について

1. 1区画の面積

(1) 3.3平方メートル (約1坪)

間口 1,500mm 奥行き 2,200mm

(2) 4.0平方メートル (約1.2坪)

間口 1,820mm 奥行き 2,200mm

2. 1区画の使用料と管理料

(1) 使用料 (永代)

| 区画 | 単位 | 金額 |
|-----------|-----|----------|
| 3.3平方メートル | 1区画 | 396,000円 |
| 4.0平方メートル | 1区画 | 480,000円 |

使用料 (永代) は、1回限りです。

(2) 管理料

| 区画 | 単位 | 金額 |
|-----------|-----|--------|
| 3.3平方メートル | 1区画 | 4,350円 |
| 4.0平方メートル | 1区画 | 5,280円 |

管理料は、毎年度5月納入です。

3. 墓所の使用開始時期

霊園使用許可書の交付を受けてからです。

4. 料金の納入

使用料（永代）及び管理料の納入通知書をお送りしますので、納入通知書に記載のある指定金融機関で納入してください。

5. 霊園使用許可書

使用料の納入確認後、30日以内にお送りします。

6. 埋葬、改葬の手続き

墳墓には、焼骨及び遺品、遺髪以外は埋蔵できません。

(1) 埋蔵するとき

埋葬許可証と霊園使用許可書を提出してください。

(2) 改葬するとき

改葬許可申請書（市町村備付）に必要事項を記入し、現在埋蔵してある墓地管理者の証明と所在地の市町村長から改葬許可証を受け、宮ヶ瀬霊園に改葬するときは霊園使用許可書と共に提出してください。

(3) 親族以外の埋蔵の場合は、親族外埋蔵許可申請書に必要事項を記入し村長の許可を受け、霊園使用許可書と共に提出してください。

(4) 埋蔵、改葬のときは、必ず霊園へ霊園使用許可書等必要書類を提出してください。

また、埋蔵、納骨等を行うときは、事前に環境上下水道課へご連絡ください。

(5) 火葬許可証及び改葬許可証の提出のないときは納骨できません。

（墓地埋葬等に関する法律第14条により墓地の管理者は、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ埋葬又は焼骨の埋蔵をさせてはならないことになっています。）

7. 墓石等の建設

使用許可を受けた日から3年以内に、境界を石材その他これに類する資材（大谷石は傷みが早いので好ましくありません）を用いて造らなければなりません。

また、次のような設備の制約があります。

- (1) 外柵及び納骨施設、又は墓石等を新設するときは墓碑新設等許可申請書に設計図を添えて提出してください。（その後の改造及び模様替えも同様です。）
- (2) 墓碑及び盛土の高さはあわせて2.3メートル以内です。（うち盛土の高さは0.3メートル以内、囲いの高さは0.6メートル以内です）

納骨施設は、使用区画面積の3割以内、境界との距離は0.35メートル以上とし、地上納骨施設の高さは0.5メートル以内です。

*以上の高さは、縁石の天端からとします。

- (3) 墳墓の分割使用はできません。
- (4) 墳墓内に植栽はできません。
- (5) 工事等により霊園内の場所を一時使用する場合は、許可を受けてください。

8. 使用場所の返還

使用場所が不要となり返還する場合は、現状に復し返還してください。

9. 使用場所の返還に伴う使用料、管理料の還付

(1) 使用許可を受けた日から3年以内の返還であるもの

①使用料

- ア) 焼骨等が埋蔵されたとき 既納使用料の4分の1
イ) 上記以外の場合 既納使用料の2分の1

②管理料

既納した管理料は、返還の日の属する月の翌月から月割により算定した額

(2) 使用許可を受けた日から3年を経過した返還であるもの

- ①使用料 既納の使用料は返還しません。
②管理料 既納の管理料は返還しません。

10. 使用の取消し

次のいずれかに該当する場合は、霊園の使用を取消します。

- (1) お墓以外の目的に使用したとき。
(2) 霊園を使用する権利を譲渡し、又は転貸したとき。
(3) 使用の許可を受けた日から3年を経過してもなお使用せず、又は外柵工事等をしないとき。
(4) 管理料を3年間納付しないとき。
(5) 霊園条例等に違反したとき。

11. その他

(1) 次の場合は、速やかに届出をしてください。

- ①使用者の本籍、住所、又は氏名が変更したとき
②使用場所が不要となり、返還するとき

③使用者の死亡により、使用場所の承継が生じたとき

(使用場所は、祭事を主宰すべき方のほかは承継して使用することができません。)

(2) 使用場所の清掃、除草は、定期的に行ってください。

(3) 霊園の開園日は、年間を通して開園しています。

また、霊園の開園時間は、午前8時30分から午後5時までとします。ただし、7月1日から9月30日までは、午前8時30分から午後6時までとし、12月1日から翌年の1月31日までは、午前8時30分から午後4時までとします。

(4) その他は、清川村宮ヶ瀬霊園条例及び同条例施行規則によります。

お問合せは、下記へお願いします。

(お問い合わせ先)

清川村役場 環境上下水道課 環境係

〒243-0195

神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地

TEL 046-288-3862 (直通)

(墓地の名称及び位置)

清川村宮ヶ瀬霊園

神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬字釜田川1610番地

TEL 046-288-1656

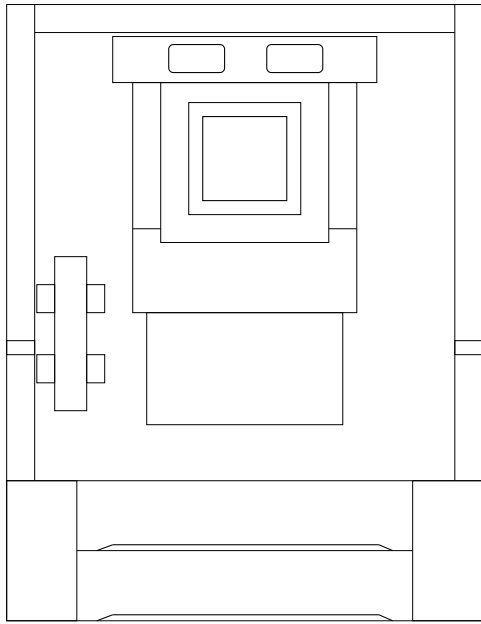
墓所の設置基準（この基準は必ず守ってください）

| 区 分 | 施 設 等 |
|---------------|--|
| 墓所に設置できる施設 | 墓碑、納骨施設（カロート）、拝石、墓誌、香炉 水鉢、塔婆立…各1基 花立て、灯籠類…各1対 盛土、外柵 |
| 墓碑及びその他施設の高さ | 縁石の天端より2.3メートル以内 |
| 納骨施設（カロート）の規模 | 納骨施設の面積は、墓所面積の3割以内とし、4面の境界との距離は0.35メートル以上 地上納骨施設の高さは、縁石の天端より0.5メートル以内 |
| 盛土の高さ | 縁石の天端より0.3メートル以内とし、土留はコンクリートその他これに類する材料（大谷石は除く）を用い、崩壊しないように施工 |
| 外柵の規模 | 縁石の天端より0.6メートル以内 外柵上には、一切の構造物を設置しないこと |
| その他 | 基礎の部分は使用区画内に納めて施工 植栽は不可 墓所の分割使用は不可 |

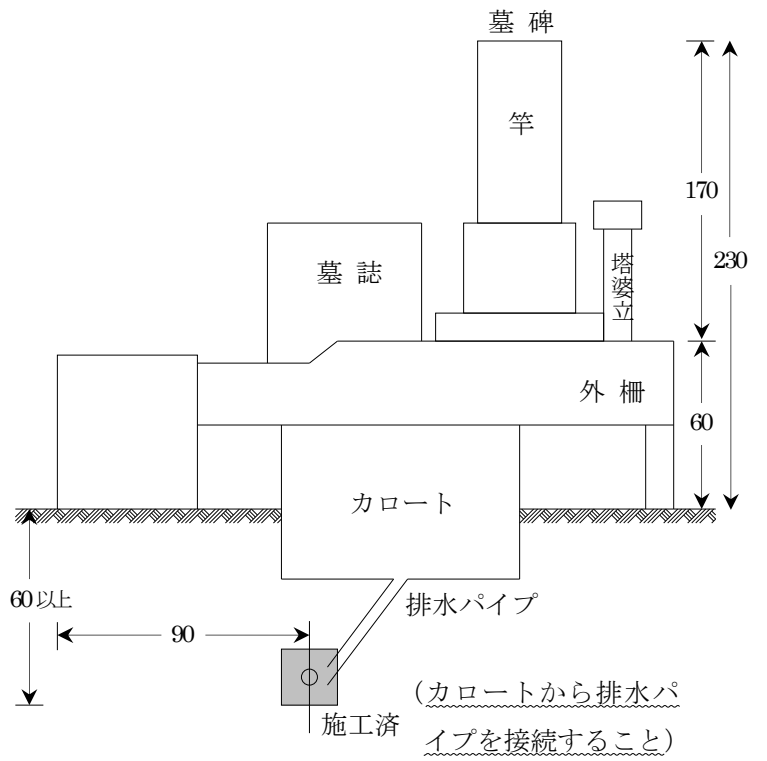
墓碑設置標準図

寸法図 (単位: cm)

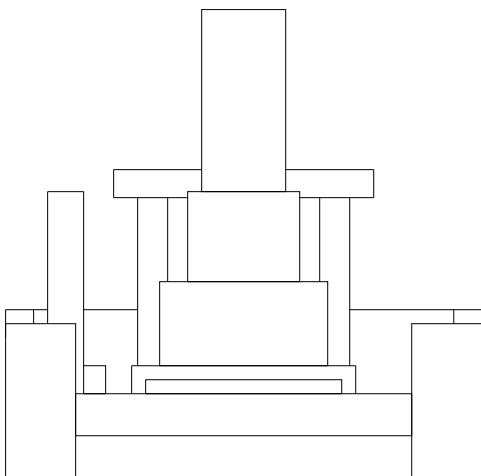
平面図



側面図



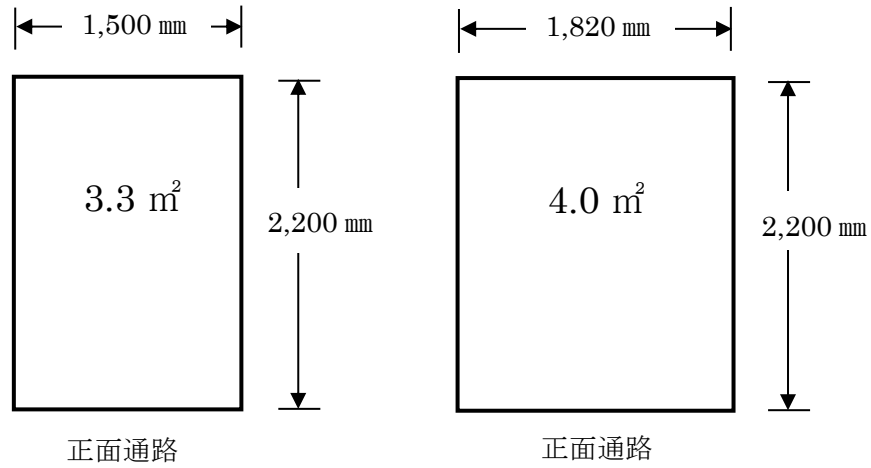
正面図



材料表

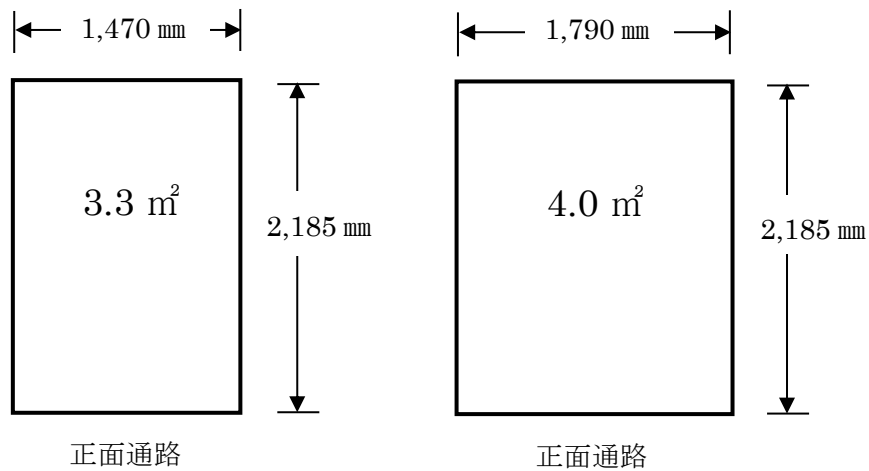
| 部材名 | 個数 | 単位 | 材質 | 寸法 | 備考 |
|-----|----|----|----|----|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

区画の寸法



外柵工の寸法基準

* 他の区画と隣接する面は、各1.5cmずつつめて設置してください。



交通のご案内



【バス】

- ① 本厚木駅→三叉路バス停（または宮の平バス停）
小田急小田原線「本厚木駅」から神奈中バス（5番線乗場）宮ヶ瀬行き（20・21系統）で三叉路または宮の平下車（約50分）
- ② 三叉路バス停（または宮の平バス停）→宮ヶ瀬霊園
 - ・三叉路バス停から徒歩約15分（距離約1.3km）
 - ・宮の平バス停から無料送迎バスを春・秋の彼岸とお盆にバス時刻に合わせて運行します。